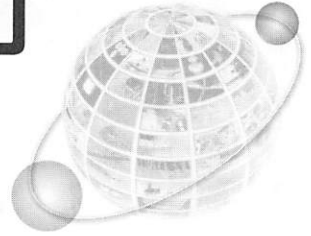


# 子どもの知る権利

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



11

月20日は「世界子どもの日」である。1959年に「児童の権利宣言」が、1989年に「子どもの権利条約」が採択された日だからだ。前者は「人類は児童に対し、最善のものを与える義務を負う」ことを掲げた。後者は「児童に関するすべての措置をとるに当たっては…児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」と定めている。子どもの「最善の利益」をはかるという趣旨で、両者は共通・一貫している。それから長い歳月を経たが、子どもをめぐる国内外の現状は「最善」と言えるのだろうか。

## 自治体による取り組み

「子どもの権利条約」(以下、「条約」)が採択された頃、子どもの権利に造詣の深い弁護士や市民に声をかけて、「子どものみかた電話相談」を東京都新宿区にあった自分の事務所に開設した。今でいうチャイルドラインである。当時は体罰、いじめ、不登校が相談の中心だった。

今も記憶に残るのは「教師に100発も殴られた」という相談である。それが事実かどうかはどうでもいい。子どもにとっては「100発」に相当する痛みや苦しさがあつたのだろう。だから、話が尽きるまできちんと寄り添い、たくさん話を聞いた。

私たちは「子どものみかた」であつて、真偽を明らかにして、公平に

裁く機関ではない。親身になって子どもの話を聴くことが、「最善の利益」をはかる「はじめの一步」なのだ。そして、子どもの権利を実効的に保障するためには、「条約」の批准だけでなく、関連する国内法の整備が必要だと考えた。

残念ながら国内法の整備はできなかったが、身近なところで、少しずつ実効的な保障に向けた機運が高まつていった。それが「子どもの権利条例」(以下、「条例」)や「子どもオンブズパーソン条例」の制定である。前者は保障すべき子どもの人権を明示したもので、これらが侵害されたときの救済機関が後者である。

たとえば、00年12月、川崎市は「条例」を制定した。翌01年12月、子どもの人権を含む総合的な「人権オンブズパーソン条例」を相次いで制定した。なお、これに先がけて、

兵庫県川西市は98年12月に「子どもオンブズパーソン条例」を制定している。

いずれも子どもの人権を実効的に保障しようとした自治体の、国に先駆けられた取り組みとして高く評価できる。しかし、子どもの権利条約総合研究所によれば、23年5月現在で「条例」制定の自治体は64団体にとどまる。

子ども家庭庁が23年4月に設立された。それにもかかわらず、多くの自治体における子どもの権利保障は、いまだに「条約」しかないという残念な状況にある。

## 子ども観の変化

背後にあるのが、旧態依然とした子ども観だと思われる。子どもは権利の主体なのだが、大人による保護の客体としてしかとらえていない。「子どもの権利宣言」と「子どもの権利条約」との大きな違いは、こうした子ども観の変化だ。しかし、日本では国内法を整備しなかったこともあり、旧来の子ども観が国や自治体だけではなく、私たち市民の間に根強く残っている。

それゆえ社会保障と同じように、

保護のための措置の有無や良否だけが論じられ、子どもに関わる施策が講じられてきた。こども家庭庁の設立をきっかけに、旧来の子ども観を転換し、権利保障のために何をすべきかを考えたい。

そのときに重要になるのが、子どもを知る権利である。「条約」やこれを基本とした「条例」には、子どもの「最善の利益」を実現するために必要な、たくさんの人権が盛り込まれている。一つひとつの前提にあることが、権利保障に関わる事柄を「知る」ことなのだ。

「条約」や「条例」には知る権利は明示されていない。しかし、子どもの諸権利の前提として保障されていると考えることができる。

それは情報公開制度における知る権利の取り扱いと同じである。憲法には知る権利は明示されていない。しかし、憲法の理念である「国民主権」や表現の自由、個人の尊厳、生存権など、諸権利の前提として保障されると解釈されてきた。

「条約」は、表現の自由は「あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由」を含むと定めている（13条）。また、川崎市の「条例」は、自分で決める権利の内容と

して「自分に関することを決めるために必要な情報が得られること」を明示している（14条）。いずれも「知る権利」と言えよう。

## 出自を知る権利

子どもを知る権利とは具体的に何を指すのだろうか。生殖補助医療の進展の中で、長く議論されてきたのが出自を知る権利だ。この医療の中で、第三者から精子・卵子・胚の提供を受けて子どもを妊娠・出産する場合がある。そのように生まれた子どもが、出自を知ることができるというのが、出自を知る権利だ。

ここでいう知る権利は、個人情報保護制度における本人開示請求に相当する。そのため、知る権利というよりも、自己情報コントロール権としてのプライバシー権と位置づけた方が妥当かもしれない。

しかし、ネットで子どもの知る権利を検索すると、表示される情報のほとんどが出自を知る権利になる。背景にあるのは生殖補助医療の広がり、実の親を「知りたい」とする当事者たちへの社会的な共感の強さである。

さらに、この権利の保障を定めた

法案が難航したことも背景にある。これは超党派の議員連盟がまとめたもので、23年通常国会での提出が見送られた。しかし、最近の報道では法案の修正が提案され、24年に仕切り直しが行われるという（日本経済新聞23年11月7日）。

本人開示請求の解釈・運用でも起こり得るが、本人が「知りたい」とする個人情報に他者の情報が記載されている場合がある。これを、どこまで開示できるかが焦点になった。同紙によれば、「氏名など個人の特徴につながる情報は、提供者が同意した場合のみ開示」という取り扱いになりそうだ。

## 子どもの視点の大切さ

ここにネットに頼る私たちの危うさが現れている。出自を知る権利は子どもの知る権利の一つではある。しかし、実際に知ることができるのは18歳以降であり、子どもではなく大人の知る権利なのだ。

トピックスだけにとらわれないで、子どもの知る権利を保障すべき場合を想像したい。大別するならば、家族が子どものために知りたい事柄と、子ども本人が自発的に知り

たい事柄とに整理できる。

本連載でも取り上げてきたが、前者に関わるのが子どものアレルギーに関わる情報である。給食をはじめとする保育園・幼稚園や学校の食事、どのような対応をしているのか。アレルギーをもつ子どもの保護者の関心事の一つだが、あらかじめ知らされていない場合がある。そのため入園・入学先の選択に迷う保護者の話を先日聞いた。

また、後者に関わる情報として、高校の校則の内容を知りたい・知らせたいと開示請求を続ける高校生がいる。進路に悩む中学生が知りたい情報は無数にあるはずだ。確かに、高校のHPは充実してきたが、そこに一つの課題がある。高校が知らせたいことしか載っていないのだ。

このように保護者が知りたい、本人が知りたいことは無数にある。そのときに必要なのが子どもの視点で考える頭の柔らかさだ。自戒をこめて言うが、相手の視点で考えることは大切だが難しい。だからこそ、子どもに寄り添って、それぞれの思いをよく聴くことが大切で、それが子どもの知る権利の保障につながる。今しっかり聴くべきは、戦禍や苦難の中にある子どもの声である。